⑼　９の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑽　９の⑵及び⑶の欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

エ　電波半無響室で測定することを選択した場合であって、設備から３メートルの距離において測定したときは、実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

⑭　10の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　内部最高周波数が108MHzを超える設備の場合に記載すること。

イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑮　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⑯　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⑰　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から10までの欄は注１に準じて記載すること。

12　業務用放射等設備の場合　［新設］

⑴　１枚目

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">試験成績書
（その１）</td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>指定番号</td><td></td></tr>
<tr><td>1　型式名</td><td></td><td>2　製造業者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　利用周波数</td><td colspan="2">⑴　設計値</td><td colspan="2">⑵　測定値</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>